

広島県告示第四百四十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。）第五十条の二の規定によって、次の指定医療機関から診療所等を休止した旨の届出があった。

平成二十八年六月二十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所 在 地	休 止 年 月 日
社会医療法人里仁会訪問 看護ステーション仁和の 里	三原市大和町和木一五〇五番地	平成二八年四月一日
三次市国民健康保険君田 診療所 神之瀬出張所	三次市君田町檀田二二四―一	平成二七年四月一日